重要事項説明書（債務整理用）

１．手続の前に
 □ 整理の対象とするしないにかかわらず、全ての負債を明らかにしてください。
 特に、自己破産と個人再生の場合、特定の債権者（友人、勤務先等）のみに返済を
続けることはできません。
□ 相談直前に借入をしている業者が含まれている場合、必ず司法書士にお伝え下さい。
 客観的に考えて、整理することを決意していたと思われる時期に借入をしていると、
後日トラブルになる可能性があります。
 また、自己破産の場合、支払不能後に借入をしていると、免責を受けることができ
ない可能性があります。
 □ 新たな借入は絶対にしないで下さい。
 特に自己破産と個人再生の場合、クレジットカードでガソリンを入れる、スーパー
の買い物に使う等の行為もできません。
 □ 保証人の有無を確認してください。特に、住宅ローンは契約書でご確認ください。
 自己破産と個人再生の場合は、裁判所から、保証人に対しても通知が送られます。
 □ カードで継続的に決済している支払い（プロバイダー料金等）があれば、口座引き
落しか現金払いに変更して下さい。
 □ カードで買い物をした商品については、債権者から返還を求められる可能性があり
ます。特に、高額な品物を購入している場合は、予め司法書士にお伝え下さい。

２．銀行口座
 □ 自動振替で返済をしている債権者については、すぐに引き落しが止まらない可能性
があります。口座に残高を残さないようにして下さい。
□ 借入のある金融機関の口座は、受任通知が届くとロックが掛かり、入出金できなく
なります。口座に残高がある場合は、予め出金手続をして下さい。
また、口座に何らかの入金があれば、銀行が相殺処理（返済金に充当）をする可能
性がありますので、特に給料の振込口座になっている場合は、会社で振込口座変更
の手続をして下さい。
 □ 同じく、借入のある金融機関で、光熱費や保険料等を自動振替で支払いをしている
場合は、引き落しができなくなります。他の金融機関に変更するか、保証会社の代
位弁済が終わるまで（２～３ヶ月間）、現金で支払うようにして下さい。
 ただし、保証会社の代位弁済後、通常通り使えるようになる金融機関と、強制解約
される金融機関があります。

３．保険
 □ 自己破産と個人再生の場合も、保険は基本的に解約する必要はありません。
 ただし、府民共済、自動車保険を除いて解約返戻金見込額証明書（今解約したらい
くら戻ってくるかの証明書）が必要です。返戻金の金額によっては、そのまま残せ

ない場合もありますので、早急に返戻金の証明書を取得して下さい。
 □ 手続直前、もしくは手続中に解約した保険については、裁判所に報告する必要があ
ります。返戻金の使途を問われますので、解約前に予めお声掛け下さい。

４．車
 □ 自己破産と個人再生の場合、ローン中の車は債権者が引き上げられる可能性があり
ます。引き上げ方法の指示があるまで、処分しないようにしてください。

５．家計簿
 □ 自己破産と個人再生の場合、裁判所から家計簿（毎日のお金の動きを帳面に記帳）
の作成を指示されることがあります。指示されない場合も、１ヶ月の集計を報告し
なければなりませんので、日々のお金の使い方には充分気を付けて下さい。

６．過払金
 □ 過払金のあることが明らかになれば、訴訟提起、もしくは訴訟を提起せずに和解す
ること、及びその金額について、依頼者の意思を確認して手続を進めます。
 □ 過払金は、基本的に、優先して手続費用に充当させてもらいます。
 また、任意整理の場合は、その他の債権者への支払い充当後にご返却しますので、
債務が残る場合に「過払金だけ先に返して欲しい」というご要望にはお応えできま
せん。

７．税金
 □ 税金と社会保険料については、債務整理の対象にはできません。
 滞納がある場合は、役所の窓口で分割払いの相談に行くようにしてください。

８．その他
 □ 手続前・手続中を問わず、手続費用を支払っていただけない場合、連絡が取れなく
なった場合、必要な書類を集めていただけない場合は、委任契約を解除することが
あります。
依頼者の方の債務不履行による契約の解除により、債権者から催促を受けたり、訴
訟を起こされる等、不利益を受けたとしても、司法書士はその責任を負えません。
 □ 任意整理で分割弁済を希望する場合、和解日までの経過利息を請求されたり、中に
は将来の利息を付けないと和解に応じない債権者、一括弁済でないと和解に応じな
い債権者もあります。

 以上の重要事項説明を理解の上、委任契約を締結します。

平成 年 月 日

 委任者